

令和8年度電気工事士免状作成等業務委託仕様書

1 業務内容

- (1) 免状交付申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関すること。
- (2) 免状の再交付申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関すること。
- (3) 免状の書換え申請書の配布及び受付、審査並びに整理に関すること。
- (4) 免状の作成及び送付に関すること。
- (5) 免状交付台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (6) その他、前各号に掲げる事務に関すること。

2 業務処理要領

「電気工事士免状作成等業務マニュアル」による。

3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 申請受付体制

- (1) 群馬県内の各地域を広く網羅し、10以上の市町村で申請受付窓口を設置すること。
- (2) 申請の受付は、原則として受付窓口で行うこと。

5 免状納入の場所

免状は、原則として簡易書留において申請者あて送付する。ただし、申請者の希望により直接窓口で引き渡す場合は、この限りではない。

6 契約形態・支払方法

契約の形態は、単価契約（区分：第一種電気工事士免状新規交付、第二種電気工事士免状新規交付、再交付、書換）とし、交付実績に基づき、年2回の精算払いとする。

7 交付見込件数

区 分	新規交付		再交付	書換え
	第一種	第二種	第一種・第二種	第一種・第二種
交付見込数	170件	1,271件	85件	13件

(注) 交付見込件数は、令和3年度以降の実績より算出。

8 再委託の禁止

当該業務については、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

9 事務処理期間

標準的な事務処理期間は7日間とする。ただし、申請受付窓口からの経由においては経由期間を3日間設けた10日間を事務処理期間とする。

10 その他

- (1) 業務履行のための物品については、受託者において負担するものとする。ただし、印刷に係る機器については、群馬県から受託者へ貸与する。
- (2) 別紙「電気工事士免状作成等委託業務マニュアル」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、当該特記事項中、「甲」は群馬県知事、「乙」は受託者と読み替えるものとする。

- (3) 手数料は群馬県証紙による納入を前提とするが、令和9年9月末日で群馬県証紙が販売終了となることから、業務委託契約期間中にその他の納入方法を導入することがあるので、これに対応すること。この場合は、「電気工事士免状作成等業務マニュアル」を改定する。